

平成23年度
北欧・欧州高齢者医療・福祉研修団
〔ご案内〕

視察期間：2011年10月2日（日）～10月12日（水）11日間
訪問都市：コペンハーゲン、ストックホルム、コブレンツ、
ケルン、パリ

企 画 全 国 公 私 病 院 連 盟
 全 国 自 治 体 病 院 協 議 会
 全 国 公 立 病 院 連 盟
 全 国 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会
 日 本 赤 十 字 社 病 院 長 連 盟
 全 国 済 生 会 病 院 長 会
 岡 山 県 病 院 協 会
 日 本 私 立 病 院 協 会

企画協力 (社)全国老人保健施設協会

〈企 画〉

全 国 公 私 病 院 連 盟

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-6-1

食品衛生センター4階

電話：03-3402-3891 FAX：03-3402-4389

〈旅行取扱〉

ティ・シー・アイ・ジャパン（株）

（観光庁長官登録旅行業 1139号）

総合旅行業務取扱管理者 萩原 一郎

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-16-4 日進堂ビル 9階

電話：03-3508-1972 FAX：03-3592-1853

視察研修団派遣の趣旨

全国公私病院連盟と全国老人保健施設協会は、北欧および欧州における医療と介護の関係、社会保障、高齢者対策の現状を学び、病院のみでなく、特に老人の諸施設を視察し、超高齢化が叫ばれている今後の日本の老人医療と介護の在り方について研鑽をはかるため、視察研修団の派遣を企画いたしました。多数の関係者のご参加をお願いいたします。【ご夫婦でのご参加を歓迎いたします】

デンマーク

デンマークは、保健、医療、福祉の大部分が、公的機関、公的財源で行われてきたので、「統合的運営」が比較的容易な国である。1974年の「生活支援法」の成立は特に重要で、高齢者福祉に大きな影響を与えた。1979-82年、「高齢者問題委員会」において、「高齢者福祉の3原則」が定められており、1990年には「生活支援法」が改正されている。

2007年には自治体の再編により、病院運営等は広域行政機構の所管業務となり、高齢者福祉等は市（コムーネ）の業務となっている。このように、時代に即応した法律の改正が行われるのはデンマークの特徴でもある。

スウェーデン

スウェーデンでは、エーデル改革以来医療・介護の機能分担、連携体制等の構築と修正が積み重ねられてきた。スウェーデンでは、長期ケアについて看護師レベルまでの医療を一元的に提供するとともに、看護師が連携の中心になることで、高齢者ケアの質を高めるとともに、医療の効率性を高めることに成功した。他方、医師の関与が足りないことが課題としてあがっており、これを解決するための法改正が行われた。

ドイツ

ドイツでは1980年から約15年間をかけて、介護保障の議論がされてきた。

ドイツの介護サービス供給システムの特徴は、民間の非営利団体や営利団体が、公的セクターとともに、サービスを多元的に供給している点にある。現在6つの福祉団体が多様な活動を展開している。それらの福祉団体は、全国的なネットワークを持っており、各地域において病院並びに各種の福祉関係の入所施設および通所施設を運営するとともに、訪問介護・介護サービスの提供やホームヘルパーの養成も行っており、施設介護および在宅介護の主要な担い手となっている。

フランス

フランスでは医療機関・福祉施設の経営主体に関する制約はなく、民間営利企業、民間非営利組織も設立できる。またひとつの法人の下に、医療機関と福祉施設の両方を併せ持つことができる。しかしながら定員数や病床数を比べると、高齢者ホームの過半数、病院の4分の3が公的セクターによる運営である。またフランスは国民皆保険の疾病保険制度をとっており、疾病保険の予算は国会の審議事項であり、福祉においては介護保険制度に類似する「個別自律手当」が2002年に始まったが、財源は県(税)と老齢年金金庫である。

日 程 表

日数	月 日	都 市 名	現地時間	交通機関	摘 要	食 事		
						朝	昼	夕
1	2011年 10月2日 (日)	東京(成田)発 コペンハーゲン着	11:40 16:05	SK984 専用バス	スカンジナビア航空にて、コペンハーゲンへ 【所要時間: 11時間25分】 着後、ホテルへ 【コペンハーゲン泊】	×	機	○
2	10月3日 (月)	コペンハーゲン			午前: コペンハーゲン市 午後: プライエム・ベネディクティエメット (特別養護老人ホーム) 【コペンハーゲン泊】	○	×	○
3	10月4日 (火)	コペンハーゲン発 ストックホルム着	11:55 13:05	SK1420 専用バス	空路、ストックホルムへ 【所要時間: 1時間10分】 着後、ストックホルム市内視察 【ストックホルム泊】	○	×	○
4	10月5日 (水)	ストックホルム			午前: スtockホルム市 午後: カロリンスカ病院、レイメッシュウツデ ニア高齢者住宅 【ストックホルム泊】	○	×	○
5	10月6日 (木)	ストックホルム発 フランクフルト着 ↓(128km) コブレンツ	09:10 11:25	SK635 専用バス	空路、フランクフルトへ 【所要時間: 2時間15分】 着後、専用バスにてライン河沿いを通り、コブレ ンツへ 【コブレンツ泊】	○	○	○
6	10月7日 (金)	コブレンツ ↓(110km) ケルン ↓ コブレンツ			午前: ケルン市 午後: AWO Seniorencentrum The-Buranen Haus (高齢者養護施設) 【コブレンツ泊】	○	×	○
7	10月8日 (土)	コブレンツ ↓ ケルン 発 パリ 着	08:44 12:00	Thalys9420 専用バス	高速鉄道(タリス)にて、パリへ 着後、パリ市内視察 【パリ泊】	○	○	○
8	10月9日 (日)	パリ			終日: 自由行動 【パリ泊】	○	×	○
9	10月10日 (月)	パリ			午前: Vugirard(長期入院老人専門病院) 午後: Ehpassd Intemporelles les Gobeins 【パリ泊】	○	×	○
10	10月11日 (火)	パリ(CDG)発 コペンハーゲン着 コペンハーゲン発	11:10 13:05 15:45	SK566 SK983	スカンジナビア航空にて、帰国の途へ 【所要時間: 1時間50分】 【所要時間: 10時間50分】 【機中泊】	○	×	機
11	10月12日 (水)	東京(成田)着	09:35			機		

昼食につきましては、ご視察先の時間を有効に使うため一部含まれておりません。(添乗員が、現地でご案内申し上げます)

* 下記申込書をFAXにて「全国老人保健施設協会」宛へお申込下さい。ご参加者には、後日主催旅行会社より渡航の手続等のご案内を致します。

FAX番号: 03-3455-4172

平成23年度 北欧・欧州高齢者医療・福祉研修団参加申込書

フリガナ		性別	男 / 女	生年月日	西暦	年	月	日
氏名		パスポート記載の ローマ字						
所属 病院名		病院 所在地	〒					
役職名			TEL: FAX:					
ご希望部屋タイプ	<input type="checkbox"/> 一人部屋 (追加¥65,000)		<input type="checkbox"/> 二人部屋 (同室希望者名:)					

(個人情報の取扱いについて) ご記入頂きました個人情報につきましては、ティ・シー・アイ・ジャパン(株)がご旅行に関わる手配業務に利用致します。(航空機、ホテル手配、出入国書類作成、査証代理申請、緊急連絡先確認等) これら目的以外に無断で利用することはありません。尚、ご提出頂きました個人情報は当連盟及び同社にて厳重に管理いたします。

参加募集要項詳細

旅行費用：409,000円 《10名様以上の場合》
406,000円 《15名様以上の場合》
389,000円 《20名様以上の場合》
359,000円 《25名様以上の場合》
339,000円 《30名様以上の場合》

募集人員：30名程度（最少催行人員15名）

申込締切日：平成23年8月19日（金）

【旅行経費に含まれるもの】

交通機関の費用：旅行日程に記載の航空運賃（エコノミークラス）
バス料金：旅行日程に記載の移動及び調査、視察のための専用バス料金（ガイド・通訳料含む）
宿泊料金：コペンハーゲン：ファースト・ベスタブロ スtockホルム：スカンディク・インフラ・シティ
コブレンツ：メルキュール・コブレンツパリ：メルキュール・モンマルトル
又は同等のクラス（お部屋の指定なし、2人部屋に2人迄）
食事料金：朝食9回、昼食2回、夕食9回
視察費用：視察訪問時通訳経費、訪問に際して要する経費等
訪問先へのお土産代：訪問先担当者へのお土産代
手荷物運搬料金：お一人様スーツケース1個のお手荷物運搬料（お1人20Kg以内が原則となっております）
添乗員経費：成田空港より添乗員は同行します。
その他：団体行動中のチップ

【旅行経費に含まれないもの】

渡航手続実費：旅券印紙代（数次5年間11,000円、数次10年間16,000円）旅券新規取得者
日本における空港税：成田空港施設使用料2,540円
個人的費用：クリーニング代、電話電報代、飲み物代、超過手荷物料金、任意の旅行保険料、超過手荷物運搬料金、オプション・ツアーの代金、その他の個人的性質のもの
燃油特別付加運賃等：燃油特別付加運賃（約41,100円）、空港税（約10,300円）2011年5月現在
1人部屋追加料金：65,000円

ご旅行条件(要旨)

※お申し込みの際はかならずこの旅行条件書を十分にお読み下さい。

● 受注型企画旅行契約

- この旅行は、ティ・シー・アイ・ジャパン(株)観光庁長官登録一般旅行業1139号（以下「当社」といいます）が受注型企画旅行と扱い、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約を締結することになります。
- 受注型企画旅行契約の内容・条件は、当パンフレット以外に、契約月日による当該受注型企画旅行約款に基づく受注型企画旅行契約書、及び出発前にお渡しする旅行確定書面によります。

● 旅行のお申し込み

所定の申し込み用紙に所定の事項を記入し、全国老人保健施設協会にご郵送もしくはファックス送信をして頂きます。

● 旅行契約の成立時期

旅行契約は当社が申込書及び申込金を受領した時に成立いたします

● 旅行代金のお支払い

旅行代金は、出発日の前日から起算して10日前までに、お支払い頂きます。受理後、速やかに最終旅行確定書面（更に詳しい旅行条件書）を発行させて頂きます。

● お客様からの旅行契約の解除

お客様は、いつでも次に定める取消料（お1人様につき）をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申し込みから所定の取消料を差し引き払い戻し致します。申込み金のみで取消料に不足する場合は、その差額を申し受けます。出発の前日より起算して次の取消料を申し受けます

☆出発の31日前まで……………無料
☆出発の30日前から3日前まで……………3万円
☆出発の前々日及び前日まで……………旅行代金の30%
☆出発の開始当日又は無連絡不参加……………旅行代金の50%
☆旅行開始後……………旅行代金の100%

● 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

当社は次ぎに掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。

- お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- お客様がその他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実地を妨げる恐れがあると認められたとき。
- 参加者の数がパンフレット等に記載した最小催行人員に達していなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって24日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知します。
- 天災地変、戦乱、運輸機関等における争議行為、官公署の命令その他の当社で管理できない事由によりパンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実地が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

● ご旅行条件・ご旅行代金の基準

この旅行条件は、2011年4月21日を基準としています。又、旅行代金は2011年4月21日現在有効な運賃・規則準として算出しています。旅行代金は、出発日の前日から起算して10日前までに、お支払い頂きます。受理後、速やかに最終旅行確定書面（更に詳しい旅行条件書）を発行させて頂きます。

申込先：全国老人保健施設協会

〒105-0014 東京都港区芝2-1-28 成旺ビル7階
TEL：03-3455-4165 FAX：03-3455-4172

- 申込書にご記入の上、ご郵送もしくはFAXして下さい。
担当：研修担当

旅行取扱：ティ・シー・アイ・ジャパン株式会社

（観光庁長官登録旅行業1139号）

総合旅行業務取扱主任者 荻原 一朗 日本旅行業協会正会員
〒105-0003 東京都港区西新橋1-16-4 日進堂ビル9階

TEL：03-3508-1972 FAX：03-3592-1853
担当：富田/小林